

スウェーデン

商標規則

規則 2012 年 No. 621 により改正

2012 年 12 月 1 日施行

目次

第 1 章 商標登録簿及び商標事項日誌

商標登録簿及び日誌についての総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

商標登録簿

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 2 章 商標事件及び行政取消に関する事件において提出される書類

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 3 章 商標の国内登録

登録出願

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第4条

第5条

第6条

異議申立

第7条

第8条

登録商標の変更

第9条

登録の分割

第10条

登録の更新

第11条

第4章 登録の行政取消

請求の内容

第1条

第2条

第3条

所有者への応答の指示

第4条

地方裁判所への移管

第5条

第5章 譲渡，ライセンス若しくは代理人の記録又は質権の登録及びライセンシー若しくは質権者への一定の通信の記録の請求

譲渡の記録を求める請求

第1条

ライセンスの記録を求める請求

第2条

質権の登録及び新質権者の記録

第3条

一定の場合におけるライセンシー又は質権者への通知

第4条

代理人の記録を求める請求

第5条

第6章 国際商標登録

国際商標登録に関する問題の処理についての総則

第1条

スウェーデンの商標登録等を有する当事者が国際商標登録を求める出願

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

国際商標登録の効力のスウェーデンへの拡張請求

第8条

第9条

第10条

国際商標登録がスウェーデンにおいて効力を有する旨の決定に対する異議申立

第11条

第12条

第13条

国際商標登録の所有者の変更に関する通知

第14条

国際事務局との通信

第15条

第7章 手数料

商標の国内登録他

第1条

第2条

国際商標登録

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

共同体商標

第8条

第8章 その他の規定

第1条

第2条

第3条

第4条

第1章 商標登録簿及び商標事項日誌

商標登録簿及び日誌についての総則

第1条

商標登録簿は、スウェーデンにおいて登録された商標及びスウェーデンにおいて効力を有する国際商標についての情報を収納する。

商標登録簿に加えて、特許登録庁は商標事項日誌を維持管理する。

登録簿及び日誌は、自動処理の補助により維持され、特許登録庁において利用可能な状態で保管される。

第2条

商標登録簿及び商標事項日誌は、登録簿及び日誌中で保管される情報を公衆の利用に供する。個人データに関しては、登録簿及び日誌は、それらの目的として、次のための情報を利用可能にしなければならない。

- (1) 事業活動、信用及び保険を利用可能とすること又は商標登録簿に保管される情報が検査又は決定の根拠となる場合は、その他の公的若しくは私的活動
- (2) 商標登録簿に記録された所有権又は当該所有権に関する活動の取得、処理若しくは販売
- (3) 顧客若しくは構成員登録簿又は類似の登録簿に保管された情報の更新、補完又は管理
- (4) スウェーデンを拘束する国際的関与から生じる義務の履行、又は
- (5) 国家又は地方自治体が責任を負う活動であって、次に該当するもの
 - (a) 商標登録簿に登録された所有権に関する活動に関するもの
 - (b) 実行のために、登録された情報へのアクセスが想定されるもの、又は
 - (c) 情報提供義務の履行に関するもの

第3条

特許登録庁は、商標登録簿及び商標事項日誌に関して、個人データ法(1998:204)に従う個人データ責任を負う。

第4条

特許登録庁は、登録された者の個人的完全性に対する如何なる不当な侵害もあってはならず、セキュリティーの観点から、如何なるリスクも生じることのないようにしなければならない。このために、庁は、個人データの処理について、個々のケースにおいて条件を設定することができる。

第5条

特許登録庁は、第2条にいう目的のために、商標登録簿及び商標事項日誌への直接アクセスを許可することができる。

第6条

個人データ法(1998:207)における訂正及び損害賠償の規定は、本規則に基づく個人データの処理に適用する。

第7条

情報アクセス及びセキュリティ法(2009:400)第5章第2条は、商標事項日誌に記載された情報に関する規定を含む。更に、商標法(2010:1877)及び本規則は、一部の特定のケースにおける情報の記録に関する規定を含む。

特許登録庁は、その他の情報項目が日誌に含められるべきとする規定を定めることができる。

商標登録簿

第8条

商標登録簿には、商標法(2010:1877)第2章第23条から生じるものに加えて、次の情報が記録される。

- (1) 商標の登録番号
- (2) 出願番号
- (3) 登録出願日及び登録日
- (4) 所有者の名称又は商号
- (5) 商標登録の対象である商品又はサービス及びそれらが属する類(クラス)
- (6) 図形要素が如何に分類されているか
- (7) 商標のうち商標法第2章第12条にいう保護が除外される部分
- (8) 優先権
- (9) 商標が本国並に登録されているか否か、及び
- (10) 代理人の名称又は商号及び郵便宛先

商標の説明が提出されている場合は、当該説明は、登録簿に記入することができる。

登録簿には、所有者及び代理人のメールアドレスも記録することができる。

第9条

特許登録庁が、商標法(2010:1877)第5章第10条に従って、国際登録がスウェーデンにおいて効力を有すると判断して当該商標を商標登録簿に記載するときは、世界的所有権機関の国際事務局(以下、国際事務局)により当該商標に与えられた番号に基づいてこれを行う。庁はまた、国際登録に関し、第8条にいう情報の何れの項目を商標登録簿に記入すべきかを決定することもできる。

第10条

更新請求が提出された場合は、この事実は請求の提出された日付と共に商標登録簿に直ちに記録する。

第11条

国内登録又は商標法(2010:1877)第5章第19条から生じるものに加えてスウェーデンにおい

て効力を有する国際商標登録が完全に若しくは部分的に商標登録簿から抹消された場合は、これを登録簿に記録する。国内登録に関しては、決定の日を、登録抹消理由と共に記載する。

第12条

登録商標に係る権利の譲渡その他の移転についての記載は、新所有者の名称又は商号及び郵便宛先並びに権利の移転を示す書類の日付についての情報を含むものとする。

第13条

登録商標に関するライセンスについての記載は、ライセンシーの名称又は商号及び郵便宛先を含むものとする。ライセンシーの権利が制限されている場合は、請求人の請求がある限り、当該事実を記録する。

第14条

登録商標に係る権利の譲渡その他の移転又はライセンス契約の記載に関する事項が直ちに決定できない場合は、当該記載が請求されている事実の記載を商標登録簿に行う。

第15条

登録商標の質権に関する契約の登録は、質権者の名称又は商号及び郵便宛先、質権契約の日付、登録請求日及び登録についての決定日に関する情報を含むものとする。

第16条

登録商標の権利が差し押さえられ若しくは押収されており、又は債務の支払のための担保とされている場合は、この事実は、通知に基づいて商標登録簿に記録される。

第2章 商標事件及び行政取消に関する事件において提出される書類

第1条

商標事件における如何なる請求又は異議申立も書面により提出しなければならない。

第1段落にいう如何なる書類も、請求人、異議申立人又はその代理人が署名しなければならない。

第2条

特許登録庁は、第1条にいう如何なる書類も電子的に庁に送信することができる旨及びそれを行う方法に関する規定を定めることができる。

電子的に送信された書類は、電子署名により署名する。

庁は、何れの電子署名を使用することができるかについての規定を定めることができる。

第3条

何人かが複数の商標の登録出願を同時にし、又はその他複数の商標に係わる措置の請求を同時にする場合は、本規則で規定する場合を除き、各標章につき別々の出願・請求をしなければならない。

出願人、所有者又は代理人の名称若しくは商号又は宛先の登録変更を求める請求は、出願番号及び登録番号が記載されている場合は、複数の出願又は登録に係わるものとすることができる。

第4条

第1条にいう如何なる書類も、商標法(2010:1877)第5章第3条から生じる場合又は個別ケースにおいて特許登録庁が許可する場合を除き、スウェーデン語で作成する。添付書類がスウェーデン語以外の言語により作成されている場合において、庁が請求するときは、出願人は当該添付書類の認証スウェーデン語翻訳文も提出しなければならない。

第3章 商標の国内登録

登録出願

第1条

商標法(2010:1877)第2章第1条に基づき、商標登録出願の一部となる商標の表示は、語の標章以外の標章に関しては、複製に適した標章の図であって、21x29.7cm(A4)を超えないフォーマットのものを含まなければならない。標章を色彩付きで登録したい場合は、当該の図は、色彩付きで提出する。

第2条

商標の登録において特許登録庁が必要とみなすときは、出願人は、標章を書面で説明し、その特徴を表示する。

登録出願が製品又はその包装の形状又は外装に係わる場合において特許登録庁が必要とみなすときは、出願人は、製品又は包装の複製を庁の保管用として提出する。

第3条

分類に関しては、1967年7月14日ストックホルムで、1997年5月13日ジュネーブで改正された1957年6月15日の「商標登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」(S0 1978:29)が適用される。

第4条

特許登録庁は、商標における図形要素を、「商標における図形要素の国際分類の制定に関する1973年6月12日の協定」(S0 1980:3)に従って分類する。

第5条

登録決定の公告は、商標の図又は標章が語である場合は登録された語及び第1章第8条にいう情報を含むものとする。

公告には異議申立の期限及び異議申立に含めるべきものについての情報も含める。

第6条

特許登録庁は、出願手続に関し更なる規定を定めることができる。

異議申立

第7条

商標法(2010:1877)第2章第24条に基づく異議申立及び異議申立に援用される他の書類は写し2通を提出する。

第8条

特許登録庁は、異議申立手続に関し更なる規定を定めることができる。

登録商標の変更

第9条

登録商標の変更請求は、次を含まなければならない。

- (1) 請求人の名称又は商号及び郵便宛先
- (2) 先に記録された情報が変更されている場合は、代理人の名称又は商号及び郵便宛先の表示
- (3) 商標の登録番号の表示、及び
- (4) 請求人が行いたい商標の変更についての明確な情報

当該請求が語による標章以外の標章に係わる場合は、請求には、第1条にいう標章の図も含まなければならない。

請求人が商標登録簿に記録された所有者以外の者である場合は、請求人は、標章に係る請求者の権利を証明する書類を添付しなければならない。

登録の分割

第10条

登録の分割を求める請求は、次を含まなければならない。

- (1) 請求人の名称又は商号及び郵便宛先
- (2) 先に記録された情報が変更されている場合は、代理人の名称又は商号及び郵便宛先の表示
- (3) 商標の登録番号の表示、及び
- (4) 商品又はサービスを如何に分割するかについての明確な情報

請求人が商標登録簿に記録された所有者以外の者である場合は、請求人は、標章に係る請求者の権利を証明する書類を添付しなければならない。

登録の更新

第11条

登録の更新を求める請求は、次を含まなければならない。

- (1) 請求人の名称又は商号及び郵便宛先
- (2) 先に記録された情報が変更されている場合は、代理人の名称又は商号及び郵便宛先の表示
- (3) 商標の登録番号の表示

登録の一部のみに係わる請求は、請求人が更新後の登録の対象としたい商品又はサービスの表示及び請求人によりどの類(クラス)に登録が適用されるかを含まなければならない。

第2段落にいう場合において、請求人が商標登録簿に記録された所有者以外の者であるときは、請求人は、標章に係る請求者の権利を証明する書類を添付しなければならない。

更新が更新手数料の納付を伴って行われる場合は、登録番号も同時に表示する。

第4章 登録の行政取消

請求の内容

第1条

行政取消を求める請求及び当該請求に添付される書類は写し2通を提出する。

第2条

商標法(2010:1877)第3章第6条(1)に従い提出されている情報の何れかの項目が特許登録庁での手続途上で変更されている場合は、請求人はこの変更を直ちに庁に通知する。

第3条

特許登録庁は、行政取消請求の追加の内容に関する更なる規定を定めることができる。

所有者への応答の指示

第4条

商標法(2010:1877)第3章第10条に基づく所有者への指示は、当該条に規定されるものに加えて、請求が拒絶若しくは承認された場合又は規定の期限内に意見書が提出されなかった場合に生じ得る結果についての情報を含むものとする。

特許登録庁は、所有者への指示がその他に何を含まべきかについての更なる規定を定めることができる。

地方裁判所への移管

第5条

商標法(2010:1877)第3章第13条又は第16条に従い事案を地方裁判所に移管する場合は、送達の証拠並びに商標登録簿及び商標事項日誌からの関連する印字出力を含む事案のすべての書類は、地方裁判所に伝達する。書類は、地方裁判所の正式記録に含められる。

第5章 譲渡，ライセンス若しくは代理人の記録又は質権の登録及びライセンシー若しくは質権者への一定の通信の記録の請求

譲渡の記録を求める請求

第1条

登録商標に係る権利の譲渡その他の移転の記録を求める請求には，次にに関する情報を含める。

- (1) 請求人の名称又は商号及び郵便宛先
- (2) 代理人の名称又は商号及び郵便宛先，及び
- (3) 商標の登録番号

請求人は，当該請求書と共に，商標に係る権利の移転を証明する書類を提出する。

譲渡その他の移転が複数の登録商標に係わる場合において，先の所有者及び新所有者の双方がすべての標章について同一であり，かつ，標章の登録番号が表示されているときは，単一の請求書を提出することができる。

ライセンスの記録を求める請求

第2条

登録商標に係わる，又は登録出願の主題である商標に係わるライセンスの記録を求める請求には，次にに関する情報を含める。

- (1) ライセンシーの名称又は商号及び郵便宛先
- (2) 代理人の名称又は商号及び郵便宛先，並びに
- (3) 商標の登録番号又は記録が登録出願の主題である商標に係わる場合は，出願番号

請求人がライセンシーの権利が制限されている旨の記載を要求する場合は，請求書にはこの制限についての情報も含める。

請求人は，請求書と共に，オリジナル又は写しのライセンス契約又は当該書類からの抜粋を提出する。

ライセンスが複数の商標に対して付与されている場合は，この事実の記録のために単一の請求書を提出することができる。ただし，商標の所有者又は商標登録出願の当事者とライセンシーの双方がすべての商標について同一であり，かつ，登録番号又は出願番号が表示されていることを条件とする。

質権の登録及び新質権者の記録

第3条

登録商標又は商標の登録出願に係わる質権の登録を求める請求には，次にに関する情報を含める。

- (1) 質権者の名称又は商号及び郵便宛先
- (2) 代理人の名称又は商号及び郵便宛先
- (3) 質権設定日，並びに
- (4) 商標の登録番号又は質権が登録出願に係わるときは，出願番号

請求人は、請求書と共に、オリジナル又は認証謄本としての質権設定契約書を提出する。
新質権者の記録を求める請求には、新質権者の名称又は商号及び郵便宛先についての情報並びに記録が関係する登録番号又は出願番号を含める。

一定の場合におけるライセンシー又は質権者への通知

第4条

登録商標の所有者が登録簿から登録を削除するよう要求した場合又は商標の登録出願の出願人が出願を取り下げた場合は、次のことがライセンシーに関して適用される。

ライセンスに関する記録がされている場合は、ライセンシーは、前記要求又は取下について通知を受け、自らの利害に対処するための合理的な時間を与えられる。

登録商標又は商標登録出願に係わる質権の登録が存在する場合は、質権者は、対応する方法で通知を受ける。

代理人の記録を求める請求

第5条

代理人の記録を求める請求には、次に関する情報を含める。

- (1) 請求人の名称又は商号及び郵便宛先
- (2) 代理人の名称又は商号及び郵便宛先、並びに
- (3) 記録に係わる出願又は登録の出願番号又は登録番号

代理人の記録を求める請求は、複数の出願又は登録について出願番号又は登録番号が表示され、かつ、請求人又は所有者及び代理人がすべての標章について同一である場合は、当該複数の出願又は登録に係わることができる。

第6章 国際商標登録

国際商標登録に関する問題の処理についての総則

第1条

特許登録庁は、商標法(2010:1877)及び本規則に加え、1891年4月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定(SO 1994:82)に係る1989年6月27日の議定書及び当該議定書に関する施行規則に基づいて、国際商標登録に関する事項の処理を行う。

スウェーデンの商標登録等を有する当事者が国際商標登録を求める出願

第2条

国際商標登録出願が特許登録庁に提出された場合は、その出願に番号が与えられる。この番号及び出願を庁が受領した日付が出願書類上に記載される。

第3条

商標法(2010:1877)第5章第4条第3段落にいう出願は、当該出願が特許登録庁に受領された日から1月以内に国際事務局に送付される。商標法第5章第4条第2段落に従う指示が出されている場合は、当該出願は、それが庁に受領された日から2月以内に国際事務局に受領されるように送付される。

第4条

特許登録庁は、商標法(2010:1877)第5章第7条にいう請求にその受領日を記載して、当該請求が庁に受領された日から2月以内にこれを国際事務局に送付する。

第5条

特許登録庁は、第1条にいう議定書施行規則の規則25(1)に従って庁が受領した請求を直ちに国際事務局に送付する。

第6条

特許登録庁が第3条から第5条までにいう出願に関して不備に対処すべき旨の通知を国際事務局から受領した場合は、庁は、出願人に対し意見書を提出するよう指示することができる。庁は、出願人による意見書について国際事務局に知らせるが、国際事務局が前記通知の日から3月以内にその情報を受領できるようにする。

第7条

国際商標登録又は当該登録出願に係わる代理人の委任状が特許登録庁に提出されている場合は、庁は、委任状を直ちに国際事務局に送付する。

国際商標登録の効力のスウェーデンへの拡張請求

第 8 条

特許登録庁が国際事務局からある当事者が国際商標登録の効力のスウェーデンへの拡張を請求した旨の通知を受領した場合は、庁は、この事実を直ちに商標事項日誌に記入する。

第 9 条

国際商標登録がスウェーデンにおいて効力を有する旨の公告には、商標法(2010:1877)第 5 章第 10 条から生じるものに加えて、次を含める。

- (1) 国際商標登録番号
- (2) 登録が関係する標章、及び
- (3) 登録が効力を有する商品又はサービスの類(クラス)についての情報

公告には、異議申立の期限及び異議申立に含めるものについての情報も含める。

特許登録庁は、他にどのような情報項目を公告に含めるべきかを決定することができる。

第 10 条

特許登録庁は、国際商標登録出願に関する出願手続に係る更なる規定を定めることができる。

国際商標登録がスウェーデンにおいて効力を有する旨の決定に対する異議申立

第 11 条

商標法(2010:1877)第 5 章第 11 条に従う異議申立及び当該異議申立を支持して援用される他の書類は写しを 2 通提出する。

第 12 条

異議申立の期間が商標法(2010:1877)第 5 章第 8 条第 3 段落にいう期間後に満了する場合は、特許登録庁は、後者の期間内に国際事務局に通知して、国際商標登録はスウェーデンにおいて効力を有さないとの決定は後程送付する旨を伝える。当該通知には、商標法第 5 章第 8 条第 3 段落に規定するものに加えて、国際商標登録番号及び所有者についての情報を含める。可能な限り、通知には異議申立の期間の開始及び終了についての情報を含める。

第 13 条

特許登録庁は、国際商標登録に係わる異議申立手続に関して更なる規定を定めることができる。

国際商標登録の所有者の変更に関する通知

第 14 条

特許登録庁が、第 1 条にいう議定書施行規則の規則 27 に従い、スウェーデンにおいて効力を有する国際商標登録の所有者の変更に関する通知を国際事務局から受領し、かつ、庁自体が変更を受諾できないと判断する場合は、規則 27 (4)にいう宣言を、通知の受領日から 2 月

以内に送付する。

国際事務局との通信

第 15 条

国際商標登録に関する特許登録庁から国際事務局への通信は、英語により作成する。

第7章 手数料

商標の国内登録他

第1条

商標事項における請求について、手数料は次の通り納付する。

事項の種類	SEK
電子登録出願	
(a) 団体標章、保証標章又は管理標章を含め、商標の1の類での保護につき	1800
(b) 最初の1を超える各類につき	900
その他の登録出願	
(a) 団体標章、保証標章又は管理標章を含め、商標の1の類での保護につき	2300
(b) 最初の1を超える各類につき	900
登録出願の分割出願の場合、各分割出願につき	1500
登録の分割請求の場合、各分割請求につき	1500
電子更新請求	
(a) 団体標章、保証標章又は管理標章を含め、商標の1の類での保護につき	1800
(b) 最初の1を超える各類につき	900
その他の更新請求	
(a) 団体標章、保証標章又は管理標章を含め、商標の1の類での保護につき	2300
(b) 最初の1を超える各類につき	900
登録期間の満了後に更新が求められる場合、各類について加算される額	150
新規所有者の記録請求の場合、所有権の各記録につき	900
ライセンスの記録請求の場合、ライセンスの各記録につき	900
商標の変更請求	700
質権の登録又は新質権者の記録請求	1600
商標法(2010:1877)第2章第20条第2段落又は第2章第34条第3段落に従う回復手数料(規則(2012:621))	500

第2条

商標登録の行政取消を求める請求については、450SEKの手数料を納付する。

国際商標登録

第3条

商標登録出願について第1条に定められた手数料は、特許登録庁に提出された国際商標登録出願にも適用される。

第4条

質権の登録又は新質権者の記録の請求及びライセンスの記録の請求について第1条に定める

手数料は、特許登録庁に提出された国際商標登録出願にも適用される

第5条

国際商標登録がスウェーデン商標登録に取って替わることを商標登録簿に記録する請求については、1400SEK の手数料を納付する。

第6条

商標法第5章第6条第2段落に従う回復については、500SEK の回復手数料を納付する。

第7条

国際商標出願がスウェーデンにおいて効力を有する旨の決定の行政取消を求める請求については、450SEK の手数料を納付する。

共同体商標

第8条

共同体商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EC)No 207/2009に関する事項においては、特許登録庁に次の手数料を納付する。

事項の種類	SEK
共同体商標の出願の場合、理事会規則第25条(2)に従う送付につき	500
共同体商標登録又は共同体商標登録出願の、国内商標出願であって理事会規則第112条及び第113条に従い特許登録庁に送付されたものへの変換請求	
(a) 団体標章、保証標章又は管理標章を含め、商標の1の類での保護につき	1900
(b) 最初の1を超える各類につき	900
理事会規則第93条(3)に従う証明書	1200

第8章 その他の規定

第1条

特許登録庁は、共同体商標に関する理事会規則第86条(2)に従う認証管理についてスウェーデンの所轄当局である。

第2条

商標法(2010:1877)第3章第5条第2段落にいう手続は、公訴官又は特別な場合に政府の指定する他の当局が開始することができる。

第3条

裁判所は、次に関する事件における判決について特許登録庁に通知する。

- (1) 登録商標の取消、又は
- (2) 登録商標の侵害

裁判所は、登録商標に関して一定の法的関係が存在するか否かの宣言的判決に対する不服請求がなされている場合は、如何なる判決についても庁に通知する。

登録商標に係わる第1及び第2段落の規定は、国際商標登録がスウェーデンにおいて効力を有する旨の決定に関しても適用される。

第4条

特許登録庁は、商標法(2010:1877)に従う公告に関する更なる規定を定めることができる。